

富山県産材パネル型枠仕様書（施工編）

第1 適用

- 1 この仕様書は、農林水産部土木工事共通仕様書に定めるもののほか、富山県産材パネル型枠（以下、型枠という）をコンクリート治山ダム等に使用する場合に必要な事項を定める。
- 2 設計図書に記載された型枠について疑義が生じた場合、あるいは記載の無い事項については監督員と協議するものとする。

第2 材料

- 1 本工事に使用する型枠の製造者に対して、別に定める「富山県産材パネル型枠仕様書（製造編）」に基づき製造されたものを使用すること。
- 2 型枠に使用する材料は県産材製品証明書がある材料で作成されていること。
- 3 やむを得ずこの型枠を使用することが出来ない場合は、通常の型枠を使用することとし、設計変更の対象とする。
- 4 現場内での型枠の保管方法を施工計画書に記載しなければならない。また、施工計画書に記載された保管方法を変更する場合は新たな保管方法について協議しなければならない。

第3 支保工

- 1 支保工は労働安全衛生規則など関係法令の定めによることとする。
- 2 コーン等の支保工をコンクリート躯体内部に残存する場合は、表面からの水分の浸透を防ぐために止水措置を行うものとし、施工計画書に明記すること。
- 3 止水仕様のコーンを用いる場合は使用資材届において届け出ること。なお、止水仕様のコーンは、コンクリート製打放し施工用埋込コーンを原則とする。

第4 施工管理

- 1 型枠は完成した構造物の位置、形状、品質、及び寸法が確保され、かつコンクリート打設に十分耐えるように設置しなければならない。
- 2 型枠材の設置は構造物のすり付け部分を除き、水平または垂直方向に並べ、できる限り密着させて設置しなければならない。
- 3 放水路天端については、コンクリート面より高い位置に型枠材を設置してはならない。
- 4 構造物端部においては、型枠材を切断し、型枠と地山とを密着させなければならない。
- 5 型枠材を切断して使用する場合は、端部（切断部）に補助棧（300 mm×60 mm）を設置すること。
- 6 水抜管の設置にあたっては、その延長は型枠材の外側まで設置しなければならない。
- 7 板材の切断等から生じる木くず等がコンクリートに混入しないように型枠内側と打継目の清掃を行うこと。
- 8 製造者が行う曲げ試験の成績書と県産材製品証明書については、必ず使用前に確認することとし、保管しなければならない。
- 9 必要に応じて養生テープ、ガムテープ等により、生コンクリートが漏れないようにしなければならない。

第5 出来形及び品質管理

- 1 構造物出来形管理は型枠材を含まない寸法とし、型枠設置時及びコンクリート打設後に検測及び写真管理を行わなければならない。
- 2 コンクリートの品質管理は農林水産部土木工事管理基準により実施すること。
- 3 コンクリート打設割の1層目については型枠組立完了時に監督員の出来型確認を受けるものとする。
- 4 検査員等が必要と判断した場合は、型枠を撤去してコンクリート面の確認を受けなければならない。

第6 間詰工

- 1 間詰工においては、土質にかかわらず岩盤間詰工を原則とする。なお、擁壁型間詰工（土留タイプ）の施工が必要な場合は、ダム本堤と間詰が接する部分の県産材パネル型枠を取り外すなど、コンクリート部が接するように施工すること。